



2026年3月4日

各位

会社名 ラクスル株式会社
代表者名 代表取締役社長 グループCEO 永見 世央
(コード：4384、東証プライム市場)
問合せ先 上級執行役員 グループ CFO 杉山 賢
(TEL. 03-6629-4893)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、2026年5月上旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日の設定について、本日、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主を確定するため、2026年3月19日（木曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において、議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 : 2026年3月19日（木曜日）
- (2) 公告日 : 2026年3月4日（水曜日）
- (3) 公告方法 : 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<https://corp.raksul.com/ir/announce/>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2025年12月11日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ（当社が2026年2月4日に公表した「(変更) MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について）、同月19日に公表した「(変更) MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について、及び同月25日付けで公表した「(変更) MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について」による訂正を含みます。以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）においてお知らせしましたとおり、R1株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が2025年12月12日に開始した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の成立後、本公開買付けにより、合計で当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを、当社に要請する予定とのことです。

また、公開買付者は、速やかに当社株式の非公開化を行い、当社の企業価値向上に向けて、本意見表明プレスリリースの「(2) 意見の理由及び根拠」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の各経営施策を早期に実施していく観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、当社に対して公開買付け期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定とのことでした。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

この度、当社は、公開買付者の要請を踏まえ、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あら

かじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。なお、当社は、本臨時株主総会を開催する場合には、2026年5月上旬を目処に開催することを予定しておりますが、その開催日、開催場所及び付議議案の詳細等につきまして、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、①本公開買付けが成立しなかった場合、又は②本公開買付けの成立により、公開買付者が、当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至り、公開買付者が株式売渡請求を行う場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本基準日についても利用しない予定です。なお、本公開買付けの買付け等の期間が延長された場合、本臨時株主総会の基準日も延期する可能性があります。

以 上